

社会福祉法人室蓬会
介護職員特定処遇改善加算に係る取り組みについて

1、算定する加算の区分

介護職員処遇改善加算Ⅱ

(やまぶき荘、ショートステイサービスやまぶき、ホームヘルプサービスこはぎ、室蓬デイサービスセンター)

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ

(やまぶき荘、ショートステイサービスやまぶき、ホームヘルプサービスこはぎ、室蓬デイサービスセンター)

2、賃金改善を行う賃金項目及び方法

ア) 介護技能のある介護職員の基準設定

介護福祉士等の資格を有し、当法人内勤続10年以上の職員(直接処遇職員)

イ) 改善方法

特定処遇改善手当を新設し、グループ毎に下記の金額の範囲内で支給する。

経験・技能のある介護職員(直接処遇職員)

職務に応じて月額30,000円～月額10,000円

他の介護職員

資格の有無に応じて月額10,000円又は月額5,000円

その他の職員

勤続年数、資格に応じて月額30,000円～月額2,500円

3、賃金改善以外の取組について

ア) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

初任者研修、実務者研修の受講のためのシフトの調整、受講支援、喀痰吸引研修など専門性の高い支援技術を取得しようとする際にもシフトの調整や、職務専念義務免除の活用など本人が意欲をもってできるよう支援しております。

イ) 両立支援・多様な働き方の推進

理事長、常務理事及び管理者の会議を毎月開催し、職員の雇用管理等の情報共有、安全衛生について検討しています。有給休暇を毎月1日取得するよう推進しております。職員の事情等の状況に応じて働きやすいよう勤務シフトを調整するよう努めております。年4回、非正規職員から正規職員への転換試験を実施し、安定した雇用維持のために積極的に利用するよう推進しております。毎年1回以上の健康診断の実施、分煙スペースの設置又は敷地内禁煙を実施することで職員の健康増進に努めております。

ウ) 腰痛を含む心身の健康管理

全職員に年1回以上の健康診断を実施しております。従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

社会福祉法人室蓬会
福祉・介護職員特定処遇改善加算に係る取り組みについて

1、算定する加算の区分

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ

（障がい者ケアホームビリーブ、障がい者福祉サービス事業所室蓬館）

福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ（障がい者福祉サービス事業所室蓬館）

福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ（障がい者ケアホームビリーブ）

2、賃金改善を行う賃金項目及び方法

ア) 介護技能のある介護職員の基準設定

介護福祉士等の資格を有し、当法人内勤続10年以上の職員（直接処遇職員）

イ) 改善方法

特定処遇改善手当を新設し、グループ毎に下記の金額の範囲内で支給する。

経験・技能のある介護職員（直接処遇職員）

職務に応じて月額30,000円～月額10,000円

他の介護職員

資格の有無に応じて月額10,000円又は月額5,000円

その他の職員

勤続年数、資格に応じて月額30,000円～月額2,500円

3、賃金改善以外の取組について

ア) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

初任者研修、実務者研修の受講のためのシフトの調整、受講支援、喀痰吸引研修など専門性の高い支援技術を取得しようとする際にもシフトの調整や、職務専念義務免除の活用など本人が意欲をもってできるよう支援しております。

イ) 両立支援・多様な働き方の推進

理事長、常務理事及び管理者の会議を毎月開催し、職員の雇用管理等の情報共有、安全衛生について検討しています。有給休暇を毎月1日取得するよう推進しております。職員の事情等の状況に応じて働きやすいよう勤務シフトを調整するよう努めております。年4回、非正規職員から正規職員への転換試験を実施し、安定した雇用維持のために積極的に利用するよう推進しております。毎年1回以上の健康診断の実施、分煙スペースの設置又は敷地内禁煙を実施することで職員の健康増進に努めております。

ウ) 腰痛を含む心身の健康管理

全職員に年1回以上の健康診断を実施しております。従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施